
プロジェクト **四半期報告書制度の見直しへの対応**

項目 **適用時期に関する検討**

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会では、2025 年 4 月 23 日に、以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）を公表した。
 - ・ 企業会計基準公開草案第 83 号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」
 - ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 85 号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」
 - ・ 企業会計基準公開草案第 84 号「『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正（案）」
 - ・ 企業会計基準公開草案第 85 号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（その X）（案）」
 - ・ 企業会計基準公開草案第 86 号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（その X）（案）」
 - ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 86 号（企業会計基準適用指針第 6 号の改正案）「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針（案）」
2. 本公開草案に対するコメントは 2025 年 6 月 30 日に締め切られ、6 通のコメント・レター（団体等 5 通、個人 1 通）が寄せられた。当委員会では、これまで本公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。
3. 本資料は、適用時期について検討することを目的としている。

適用時期

4. 本公開草案においては、適用時期について「20XX 年 4 月 1 日 [公表後最初に到来する年の 4 月 1 日を想定している。] 以後開始する連結会計年度及び事業年度の最初の期中会計期間から適用する」こととし、個別の質問項目（質問 6）としてコメントを募集した。これに対し、適用時期に関して同意する複数のコメントが寄せられたものの、その他のコメントはなかった。

5. 期中会計基準等¹は、企業会計基準第 33 号等²と企業会計基準第 12 号等³を統合しているため、個別に検討を行った取扱いを除き、基本的に企業会計基準第 33 号等と企業会計基準第 12 号等の定め及び考え方を引き継いでおり、基本的に従前の取扱いを踏襲することになると考えられるため、会計方針の変更が行われる場合は限定的であると考えられる。また、できるだけ速やかに適用可能とすることへのニーズがあると考えられる。このため、2026 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の最初の期中会計期間から適用とすることが適当と考えられるが、どうか。
6. 一方、早期適用については、期中会計基準等の適用にあたっては、財務諸表等規則等、金融商品取引所の定める規則及び日本公認会計士協会の公表物等も併せて適用される。これらの改正等のスケジュールにも配慮した場合、2026 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の最初の期中会計期間から適用するとしたときは、早期適用を定めたとしても短期間となることから、公開草案の提案どおり早期適用を定めないことが適当と考えられるが、どうか。

ディスカッション・ポイント

適用時期に関する第 5 項及び第 6 項の対応について、ご意見をお伺いしたい。

以 上

¹ 審議資料では、審議事項(4)-3 企業会計基準第●号「期中財務諸表に関する会計基準」及び審議事項(4)-4 企業会計基準適用指針第●号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」を合わせて「期中会計基準等」として表記している。

² 審議資料では、企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」と企業会計基準適用指針第 32 号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」を合わせて「企業会計基準第 33 号等」として表記している。

³ 審議資料では、企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」と企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を合わせて「企業会計基準第 12 号等」として表記している。